

## 我流子育て支援論

(9)

### ～ 虐待における支援 ～

かうんせりんぐるうむ かかし

河岸 由里子

虐待がクローズアップされてから、年月が経ち、殆どの対人援助職従事者はもう既に虐待に関する知識を持っていることと思う。従って今ここで虐待についてその定義だとか法律だとかについて述べるつもりは無い。

今回は、支援者として、①虐待に関するアセスメント、②虐待者・被虐待児の支援、そして、③支援者のための支援について述べたいと思う。

#### ① 虐待に関するアセスメント

虐待予防の検討会に参加していると、このケースが虐待として児童相談所で対応しなければならないレベルか、それとも保健師や相談員サイドで見守って行けば良いレベルかのアセスメントが大事になる。余程酷いケースでは通告することに迷いもないし、結果として児童相談所や警察の介入

があるので悩まないが、微妙なケースでは悩むことが多い。

乳幼児に限らず、こどもは力も弱く、ちょっとしたはずみに大げがや時には死に至ることもあり、100%安全というアセスメントはあり得ないが、出来る限り100%に近づけなければならぬ。

その為には情報が大事である。その家族成員について原家族も含め、どれだけの情報を集められるかが鍵になる。子どもに対し酷い虐待をする可能性があるかについての情報としては、「養育者が被虐待児だった可能性はないか」、「単に不器用なだけか」、「養育者に発達障害があるのか無いのか」、「精神疾患はないか」、「望んだ妊娠出産か」、「子どもに育て辛さはないか」、「再婚家庭や片親家庭か」、「子どもの兄弟姉妹が事故死などで亡くなって

いないかどうか」、「支援者は居るのかわからないのか」などである。

「養育者が被虐待児」だった場合は、虐待の連鎖で無意識に子どもを虐待してしまう事があるので要注意である。養育者の成育歴を聞かなかで、そうした事実を把握できれば、養育者を癒す事も並行して行っていかねばならない。被虐待児だったからと言って、必ずしも虐待するわけではない。被虐待児だったことを認識している母親が、自分が子どもを虐待してしまうのではないかと怯え、子どもに対してちょっとイライラを感じただけでも自己嫌悪に陥るケースにも出会う。そんな母親には、同じような思いをしている母親同士のグループがとても効果がある。それは、共通の、言葉を超えた思いがあるからである。

「単に不器用なだけ」の養育者では、彼らの子育ては見た目とても危なっかしいが、一生懸命やっている事が殆どなので、スキルを教えていけば良い。こういう場合は虐待とは考えない。要領が悪いために、子どものおむつ替えに四苦八苦している母親などでは、どうしたら、動く子どもを上手く扱えるかのノウハウを伝えていく。

「養育者に発達障がいがある」と、上手く子育てが出来ない事が多い。ADHD系では、片づけられない・注意散漫である事で誤飲や怪我に繋がりが、虐待が疑われる事が多い。又自閉系であれば、自分たちの養育の仕方に拘りがあって、無駄にエネルギーを使い、疲れてイライラしたり、自分の理想の子どもに当てはまらない児を受

け入れられず、虐待に発展してしまう可能性もある。こういう場合は養育者の理解と子育てスキルの伝授、拘りの修正などが必要になり、長期に渡り支援していかねばならなくなる。離乳食で7分粥と言え、正確に7分にしなければと拘り、離乳食づくりに何時間もかけていることもある。殆ど一日中台所に立っていると言う母親にも出会った。そんなことをしていれば当然養育に困難を感じる。上の子がいれば更に大変になり、上の子に辛くあたってしまったたりするのである。支援者は発達障がいについての知識をしっかり持たねばならない。

「養育者に精神疾患がある」場合は、医療機関との連携が大切である。保健所などの機関とも連携し、子育て支援において医師の助言なども受けられるようにしておく事が必要になる。母親の精神疾患も増えてきているので、支援者としては精神疾患の理解も必要になる。

「望んだ妊娠出産か」については、出来ちゃった婚（授かり婚）が多い現代では、妊娠が結婚より先になることもある。前に述べたように「道具」として妊娠を使ったり、「特に子どもが好きでもないが結婚したから作った」とか、「夫が望んだから仕方なく」、「DVで出来た」等の理由の場合は、子どもへの愛着が形成しづらい事もあるので要注意になる。親になることへの準備性の問題である。親になることは、それほど簡単なことではないので、それなりの覚悟が必要である。また、妊娠に対し受け入れの悪い母親で

は、被虐待の経験者も多い。

「子どもに育て辛さ」がある場合は子どもの発達確認をしつつ、特徴のある子どもへの関わり方を、発達支援センターなどと共同して伝えていかなければならない。育て辛い子に対してはどうしても厳しくしてしまいがちで、叩いたり、行きすぎになり易く、虐待と思われる事も多い。しかし、子ども自体に育て辛さがあるとわかれば、養育者は落ち着く。

「再婚家庭や片親家庭」では、養父母と子どもとの関係や、片親である事で後ろ指をさされないようにと親が頑張りすぎて、厳しくしてしまう事もままある。また、母親が女になってしまってネグレクトになることもある。そうした可能性を考慮しながらアセスメントをして行けば良い。

「兄の兄弟姉妹に不慮の事故による死亡者が居る場合」は、養育者がやり場のない喪失感や、自責の念から、残された兄弟に対しまっすぐ向きあえず、愛着形成不全が起こる事がある。

「支援者が居ない」場合は、煮詰まり易いため、要注意になる。これは以前から孤独な子育てと言う事で問題になっていたので分り易いだろう。

他にも、「DVがある」と既に虐待と認識しなければならないし、「経済的に困っている」とか「ギャンブル依存」も要注意である。

こうした視点を持って先ずは情報を集めることに力を注ぐべきである。

養育者が地元ですっと育てていれば、小中高での様子なども何処かで情

報が入るかもしれないが、転入者では情報は極めて少なくなる。アンケートに記入した文字や健診場面での様子、服装、待合室での様子、子どもへの関わり様子などからも、様々な情報を得られるし、それらによって、養育者の性格などもある程度掴める。この様に、今得られる情報をとにかく集める事が必要であるが、そこには個人情報保護法と言う厄介なものも立ちはある。子どもの命を守るためには、迅速且つ慎重に、場合によっては対決姿勢も持って臨まなければならない。覚悟を持って臨む時に、保護法が邪魔立てになると、支援者の気持ちが一気に萎える。虐待については保護法を超えるべきと思う。

そして、医療機関、都道府県（児童相談所、福祉施設、保健所等）、市町村関係機関（児童相談、母子相談、生活保護等福祉分野、健康推進分野、民生児童委員・主任児童委員、幼稚園、小中学校、教育委員会、保育所、児童館、高校、託児所、町内会、発達支援センター等々）が、「要保護児童養育支援連絡協議会」等を通じて密に、スムーズに連携を取れるようにしておくことが大前提である。

必要な情報が集められないと、正確なアセスメントは難しいし、その後の支援計画も儘ならなくなる。

この連携で度々問題になるのが、児童相談所との関係である。

法律で定められた通り、虐待を発見して通告しても、通告した側の思惑通りには動かないことがある。目の前の

子どもを何とかしてあげたいと言う支援者の気持ちとは裏腹に、児童相談所は「養育者との関係」を第一に考えて、動きが鈍いケースも見受けられる。しかも結論として「地域で見守りを」と言われてしまうことも多く、しかもその指示は、具体性に欠ける。「どこを、どの様に、何時まで見守るのか。何がどの様に起こったら地域ではなく児童相談所に戻すのか？」等の具体的指示がなく、児童相談所の受理会議で、地域不在の欠席裁判よろしく、勝手に結論が出ていて、地域に上意下達的に伝えるというやり方では関係性・信頼性に傷がつく。地域に繋ぐ時に気を使い、地域が納得のいく形で繋ぐ事が必須である。

話が逸れたが、アセスメントの仕方には、サインズ・オブ・セイフティー・プログラムや虐待アセスメント・チェックリストなどのツールも様々登場しているので、そういうものを活用するのも一つであるが、一人で考えないことが何より大事だろう。何人かで考えると、極端に心配性な人も、妙に樂觀的な人も、ほどほどの人も混ざり、アセスメントのバランスが取れると思う。そして、皆で話し合う時に、参加者全員が個々に自分のアセスメントについて話をするのが大切である。検討会等で全く一言も話さずに終わる人がいないようにすべきで、参加者はその意識を持つべきだろう。感性は人それぞれであり、新人や古参に限らず、感じる、思うことを自由に話すことで気づきが増える。その気づ

きを持って検討すれば内容が豊かになるだろう。

虐待アセスメントは、最悪のシナリオを念頭に置きつつも、その家族が頑張っているところを見逃さずに、辛目の判断をしていくことかと思う。そして、予防はもちろん、虐待が起こってしまったら、出来る限り早い段階で支援に入れるようにアセスメントしていくことが大切である。

## ② 虐待者・被虐待児の支援

虐待の連鎖を考えた時に、虐待者の支援と被虐待児の支援はかなり手厚くしなければならない。しかし、支援をしようとしても、中々入り辛いのが虐待の特徴である。

第一に虐待者に虐待の認識が無い。ほとんどのケースで、「自分も殴られて育った。そうやって躰けられたのだから、子どもも同じように躰けて当然。」と言われてしまう。「躰でやって居る事で虐待なんかじゃない！」と言い張る。そこには、そんなことを言われること、攻撃されることへの並々ならぬ抵抗感がある。そのような時に真っ向からぶつかっても上手く行くわけがない。何故抵抗するのか？

虐待予防のための母親のグループで話を聞いていると、殆どの母親が実親との関係が薄かったり、悪かったり、或いは被虐待の経験や、学校等でのいじめの経験があって、自己評価がとて低く、何が理由であっても、自分の行動を否定されることにとても過敏で抵抗感が強いのである。子どもが自分に似ていることで虐待的対応をしてし

もう母親もいる。そこには、不幸せな、時には悲惨な子ども時代を送った自分への否定的感情が見える。その理解も無いままに、ただ養育者の行動を否定しても上手く伝わる筈がない。

地域の支援者としては、養育者や子と出来る限り良い関係を作っていかなければならない。健診の場や育児相談で子どもを叩いてしまうと聞いた時、どういう反応をするか。赤ちゃん訪問で虐待が疑われる、或いは今後虐待に発展するのではと危惧されるときにどう対応するか。そこが鍵になる。酷い虐待に発展する前に、早い段階で介入できれば、虐待者も被虐待児も大きな傷を負う前に助ける事が出来る。特に母親への支援では出来ることが多い。

対応のポイントとしては、叩いてしまう母親の気持ちに理解を示すこと、叩かれて育った母親であるなら、幼少期の母親の辛さに共感すること、叩かなくても躰ける方法があるがそれを親から学ぶ事が出来なかったという脈絡の中でお話をすることだろう。子育ての大変さを受け止め、頑張っているところを認める事。そこから始めないと関係は作れない。

相手が父親（養父、義父も含む）の場合は対応が余計に難しくなる。第一、勤務時間の関係で父親に会うのが難しい。また、暴力的な男性の場合、女性の支援者の受け入れが比較的悪いような印象がある。父親に対しては、男性支援者の方が良いかもしれない。

前述の通り、筆者は MCG など、母親支援のグループに携わっており、それはかなりの成果をあげているが、父

親支援のグループは殆ど無いし、実施しても長続きしない。やはり「子育ては母親がするもの」という考え方が世間一般にあるからだろう。最近イクメンと言う言葉も使われ、育休を男性が取るなど、男性の育児参加も増えたので、将来的には、父親支援のグループも可能になるかもしれない。

人格障害や精神障害のある養育者と対処する場合、また、発達障がいのある養育者と対処する場合はどのような障害かを十分に理解することから始めないと失敗してしまう。

権力には屈するタイプ、権力に反発するタイプ、人それぞれなので、よく観察しよう。それにはやはり①でも述べたように情報を出来るだけ集めることが必要である。

さて、色々と努力して、養育者と関係が上手く持てたらどうするのか？

第一は養育者の成育歴の中での辛さを語ってもらう事だろう。トラウマを抱えている場合もある。場合によっては精神科や心療内科、或いはカウンセリングと言った支援も必要になるが、そこに繋ぐのも又ハードルが高い。一番繋ぎやすいのがカウンセリングだが、私設のカウンセリングは料金が高く、無料の所は殆ど無いため、繋ぎたくても繋げないことが多い。だからこそ、法整備によって、医療受診やカウンセリングを無料で、しかも強制的に受けるようにすべきである。そうしたシステムの構築が急がれる。

カウンセリングや医療機関につなげられない場合は、保健師や相談員が支援を継続して行くしかないので、時間をかけて、細く長く繋がりながら、話を聞いていくことが大事になる。

養育支援訪問事業を実施している市町村もあるが、子育てに煮詰まって子どもに当たってしまう母親には大変有効であろう。訪問を重ねる中で、CSPなどの親支援プログラムを使うのも良いし、話を聞いてあげたり、育児スキルを伝えていくだけでも虐待予防になるだろう。

子育てをどれほど頑張っても誰も認めてくれない中で、煮詰まってしまう母親には、「頑張ってる」の一言の効果は絶大である。「出来て当たり前」と言われてしまっただけは、辛い子育てが嫌になる。

子育ては24時間365日休み無しなのだから、肉体的にも精神的にも大変である。それでも自分自身の育ちの中で、母親との愛着形成が出来ていれば、子どもを可愛いと思う事が出来て頑張れる。そうした基盤の無い母親にそれを求めるのは酷だろう。一つ一つ認め、褒め、自尊感情を育てていくことが大切である。

一方、被虐待児への支援であるが、こちらは何のプログラムも無いので中々大変である。最も身近で自分を守ってくれるはずの養育者からの虐待は、子どもの心にとっても深い傷を負わせるのは言うまでもない。その傷を癒し、次世代に連鎖させないために、その子に対し、生まれたての赤ちゃんから育

て直すように、変わらない愛情で受け止め、試し行動や心の荒れの表現も丸ごと受け止め、きちんと養育して行けば、子どもの傷がどれ程深くても癒されていく。もちろん、カウンセリングやEMDR・TFTなどのトラウマ処理に効果のある心理療法の活用も良い。そして大人との揺るぎ無い信頼関係を築ければ、本来親との関係性で得られるべき人間として存在することの土台を築ければ、その子はもう大丈夫と言える。

酷い虐待を受けた子でも、世代間連鎖をしていないのは、成長の過程で誰か信頼できる大人と出会えたからであろう。誰かに大事にされる経験、誰かに認められる経験、自分が存在しても良いのだと思える経験、そんなことが子どもの傷を癒し、凍った心を溶かしていく。施設職員に限らず、幼稚園の先生や保育所の保育士さん、学校の先生方など、その時その時目の前にいる大人が、その子に対し決して否定することなく、真正面から向き合い、理解し、受け止めていくことが大切であり、我々支援者に与えられた使命である。そして、成長に応じて関わる人が変わっていくので、連携していくことも必要である。我々支援者が、ずっと一生その子に関わって行けるわけではないのだから。

特に、虐待の二次障害としての発達障がいでは、どうしても否定的に対処されてしまうことが多く、それ故に更に深い傷を負わせてしまうことがあるので、要注意である。発達障がいの理解だけではなく、家族の状況をしっかり

り把握して関わっていくことが大切になる。人の話を聞けなくなってしまうほど、人への信頼を無くしてしまったら、自分が信じるものだけを信じて、誤った道に進んでしまう事だろう。何とかしてそうならないよう食い止めなければならない。

### ③ 支援者への支援

支援者の支援も大切である。前述のように被虐待児、虐待者の支援には、根気強く、長い時間をかけ、ジェットコースターのような感情の起伏に付き合い、尚且つ、揺らがない自分を維持し続けるだけの強さとエネルギーを持っていなければならない。そのためにはたった一人で頑張るのは無謀と言えよう。

支援者を支援するシステムも構築する必要がある。

地域の支援者を支援するのは誰か？

幼稚園や保育所、学校等では、同僚や先輩、園長や所長、校長等の管理職、保健センターや市町村であれば同僚や上司であろう。そして更に地域を支援する立場として児童相談所がある。支援者の心理的サポートをするには、専門の心理士などが居ると良いが、児童相談所はハードでもソフトでも一杯一杯で、そこまでの余力はないだろう。もっと人を配置し、虐待支援のセンターとして専門的な部署を設置することが必要ではないかと思うが、それが実現するにはまだまだ時間がかかる。その間に我々支援者が潰れないようにするために、地域は地域で関係機関が連携し、支え合う必要がある。関係機関

同士の連携の際に、またそこで守秘義務だとか、個人情報保護法だとか言っているのは、やはり上手く行かないのである。

顔の見える形での連携、個人情報保護法に縛られず、フットワークも軽く、連携に関わる誰もが自由にものを言える連携があれば、支援者が孤立し、バーンアウトすることはないだろう。

我々支援者の前に居る、虐待者と被虐待児、或いは虐待予防のために、今いるステージに応じた対応をして行くこと、そして、次の支援者に繋いで行くことが、支援として重要なポイントとなる。

この「次の支援者に繋ぐ」ということにも、多くの落とし穴が存在する。

就学前、保健師さんが一生懸命関わって、母親と良い関係を細々でも繋いでいたとしても、学校に入った途端に、保健師さんの関わりは大抵終わってしまう。そこで、家庭児童相談員や、学校のスクールカウンセラーなどに、いきなり繋がられるものでもない。繋ぐに当たっては少し時間を掛けて、一緒に面談をしばらく繰り返すなどすべきである。

繋がられる側からすれば、この間まで関わっていた人から、「今日から別の人になりましたのでよろしく」と言われたって、「はいそうですか」ということにはならないだろう。

また、支援される側が最初から話をし直さなければならないことも問題である。相談でも発達支援でもこういう事が良く起こる。この点は十分気を付けなければならない。子どもを叩いて

しまうことに、少なからず罪悪感を覚えている人や、支援されることに抵抗を感じている人に、又ーから話を聞き直していたら、「もういいわ」と言いたくなくなってしまうだろう。だからこそ、連携が大事なのである。情報をきちんと共有し、引き継ぎ、相談者（支援される人）に余計な負担を掛けないように気を付けなければならない。

それは、子ども自身についても同じ事が言える。子どもに何度も同じ話を聞いていては、返って傷口を広げ、そこに塩を塗るような事になりかねない。子どもの年齢にもよるが、子どもにはこちらから聞き出す姿勢ではなく、子どもから話し始めるのを待つという姿勢が良いだろう。

虐待支援では、子どもの目線で、子ども中心に考えるべきである。今年度より、民法および児童福祉法の改正に伴い、「子の利益のために」という言葉が重視されるようになった。児童福祉法 28 条の児童相談所の措置や民法 820 条の「親権の停止」など、法的根拠による虐待者からの子どもの分離や子どもへの対応が、以前よりほんの少しやり易くなった。

**「子の利益のために」何が今大事なのか、そのために何がどうなれば良いのか、そのアセスメントをしつつ、支援内容を考え、支援者を支援する人も用意しつつ、長期に亘る継続的支援が必要なのである。**

次回は発達障がいについて述べたい。

注：サインズ・オブ・セイフティー・プログラム、EMDR、CSP（コモン・センス・ペアレンティング）、TFT（思考場療法）等については、ネットでお調べください。